

令和 6 年第 5 回守山市農業委員会総会議事録

第 5 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和6年5月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開會
- (2) 議事錄署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 22 号～議第 24 号

議第 22 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定
による農用地利用集積計画の決定をする
ことについて

議第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 19 号～報告第 23 号

報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について

報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届
出の報告について

報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい
て

報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借
解約通知について

報告第 23 号 農地変更届出について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	8 村瀬 伸一郎	9 岡本 良一
10 高橋 謙二	11 服部 重信	12 辰市 祐洋
14 大崎 恭義	15 九重 智子	16 千代 博
17 今井 誠二	18 西出 登志和	19 寺田 安喜雄
20 西村 明弘	21 宇野 正	23 西村 正秋
24 西村 潔	25 山本 麻紀代	26 秋山 新治

3 欠席委員

13 西 直幸

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	武田	雅義
局員	参事	寺田	篤司
局員	指導員	井上	俊明
書記	事務員	上野	晴美
農政課	課長	福嶋	信宏
農政課	事務員	古家	妙子

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 24 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 6 年第 5 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議長

それでは、令和 6 年第 5 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 1 件、報告案件 5 件の合計 8 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

21 番 宇野 正 委員

23 番 西村 正秋 委員

を指名いたします。

○議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

それでは、議題に入ります。議第 22 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第22号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて （旧基盤法第18条）

以上です。

○議長

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられます。つきましては、「農業委員会等に関する法律 第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退室していただくこととなります。

したがって、本件の関係者である

議席番号●番 ●● ●●委員

と、他に近親者として関係されている委員の方がおられましたら、自ら退室をお願いします。

それでは、以上の委員に退室を求めます。

（1名の委員 退室）

○議長

それでは、事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第22号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第9条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第22号の提案理由の説明を終わります

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の決定をすることすることに決しました。

●● ●●委員に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

次に、議第 23 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第23号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 23 号の提案理由をご説明申し上げます。

議案書 2 ページ、位置図 1 ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての

案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今日は、4件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 2)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 1,622 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町 〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇
〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇〇番
地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲
受人の現在の経営面積は、3,579.3 アール、通作距離は 0.3
キロメートルです。

なお、賃借権の設定がある農地でありましたが、合意解
約済みです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 378 平
方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さ
ん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇

〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、28.8 アール、通作距離は 0.4 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 P 4)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,803 平方メートルの田 および〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 3,000 平方メートルの田で、2 筆合計 4,803 平方メートルです。

譲渡人は、守山市〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇〇番地 〇 〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、347.9 アール、通作距離は 1 キロメートルです。

4 番の案件です。(位置図 P 5)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 504 平方メートルの畑です。

譲渡人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地の〇

〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、73.9 アール、通作距離は 2.5 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件においては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第2号の法人要件については、個人であるため適用ありません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第23号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告いただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、1 番の現地確認に行ってきました。問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2 番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、2 番については譲渡人のご病気になられ耕作ができず労働力不足のため、譲受人にお売りになられたので、問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3 番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、3 番は譲渡人が近年農地を相続されました。以前は担い手の方に耕作をお願いされていましたが、今後農業を続けないため、譲受人に売買されます。譲受人については現在 30 反の経営をされています。また、先月同時解約をされているので、問題はございません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

続いて、4番を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いするところですが、担当委員から提出いただいている現地確認報告書を事務局に読み上げさせます。

○事務局

担当委員から提出いただいている現地確認報告書を読み上げさせていただきます。

「〇〇さんが高齢になられ耕作してくれる方を探されていきました。〇〇さんの畑の隣を耕作されている〇〇さんに引き受けていただけることになり、今回売却されることとなりました。隣同士の畑であり、給水や排水の問題なく以前と同じ環境で使えるので、問題ありません。」

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第 17 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。議第 23 号は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「異議なし」の声有り

○議 長

よって、本件議第 23 号は、許可相当とすることに決しました。

○議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

次に、議第 24 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 24 号の提案理由のご説

明申し上げます。

議案書は3ページ、位置図は6ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、2件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P7-8)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 地目は畑で、
158 平方メートル、および 〇〇〇〇番〇 地目は畑で、
62 平方メートル、および 〇〇〇〇番 地目は畑で、181
平方メートル、および 〇〇〇〇番 地目は畑で、132 平
方メートルで譲渡人は、〇〇町 〇〇〇〇番地の〇 〇〇
〇〇 さん 〇〇歳、および 〇〇〇〇番 地目は田で、
267 平方メートル、および 〇〇〇〇番〇 地目は田で、
62 平方メートル、および 〇〇〇〇番〇 地目は畑で、
33 平方メートル、および 〇〇〇〇番〇 地目は畑で、591
平方メートル、および 〇〇〇〇番〇 地目は田で、105
平方メートルで譲渡人は守山市〇〇町 〇〇〇〇番地
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、および 〇〇〇〇番〇 地目
は畑で、504 平方メートルで譲渡人は守山市〇〇町 〇〇
〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。合計 10 筆 2,095

平方メートルで、譲受人は守山市〇〇 〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は9区画の分譲住宅です。

なお、備考欄に記載のとおり〇〇町地区地区計画区域内で開発許可該当です。

位置図と計画図の申請範囲が異なっておりますのは、計画図の開発区域は宅地6筆を含んでおり、開発面積全体としては3,388㎡となるためです。

立地基準の判断については、市街地化した区域内の農地で住宅等が連たんしていることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

次に2番の案件です。(位置図 P 9-10)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇の田、現況は宅地で428平方メートルで、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。 譲受人は〇〇 〇

丁目〇〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。転用の事由は専用住宅です。なお、譲受人〇〇さんは、譲渡人〇〇さんの息子にあたります。

申請地は、詳細は不明ですが昭和 59 年頃に譲渡人の父により埋め立てられたとのことであり、今般住宅の建築を行うにあたり、無断転用の是正の申請がなされたものです。なお、備考欄に記載のとおり〇〇町地区、地区計画区域内で開発許可に該当します。

立地基準の判断については、市街地化した区域内の農地で住宅等が連たんしていることから、第 3 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 24 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告いただきます。

1 番を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いする
ところですが、担当委員から提出いただいている現地確認
報告書を事務局に読み上げさせます。

○事務局

担当委員から提出いただいている現地確認報告書を読
み上げさせていただきます。

10 筆の畑地は、○○町の地区計画の土地であり、集落の
住宅に囲まれた土地であり、一か所にまとまっています。
また、水道・下水・電気・排水路などのインフラ設備はす
べて問題なく、即利用可能となっています。現時点でこの
土地に入る道路は案外狭い状況でしたが、道路幅の拡張や
角地の拡張計画に折り込まれており、問題ないと判断しま
した。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、2 番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、2 番について、現地確認
をしましたところ、特に問題ありませんでした。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

4月25日に〇〇町・〇〇町の現地確認をいたしました。
〇〇町については住宅地の真ん中にある畑地ということ
で、新規分譲住宅として開発されることは問題ありません。

また、〇〇町の〇〇 〇〇さんは母屋の方で〇〇 〇〇
さんの土地は既に造成はされていますが、周りすべて住宅
地であるため何ら問題はありません。

以上、確認いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第17条第2項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議あり
ませんか。

（会議規則第10条発言） 「異議なし」の声有り

○議 長

よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 19 号から第 23 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

4 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

6 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

5 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃

貸借解約通知について

5 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 23 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議長 長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

○●●番 ●●●●

5 ページの 2 番は私の担当ですので現地確認に行った際、造成が完了し建築確認もおおりて看板も立っていました。通常、市街化区域及び市街化調整区域どちらであれ、農地転用がなされてからでなければ建築確認は下りないと思われるが、どうなのでしょう。

○局長 長

市街化区域については、基本的に開発行為の許可がいるのは 1000 平方メートル以上規模のもので、それ未満のものについては開発許可は要りません。開発の申請がされた土地が農地の場合は、農地法における農地転用の届出が必要となりますので、届出を行っていただくよう伝えます。

また、農地転用の受理がされていないからと言って建築許可がおりないということはありません。

○議 長

●●委員が、確認に行かれたときに埋っていたということは、正規ではなく是正として取り扱う案件ではないかと思われます。

○議 長

今後、各委員さんが現地確認に行かれた時に農地の改廃等が見受けられた場合は、現地確認報告書の付記の欄に農地の状況をなど記載いただければと思います。●●委員、よろしいでしょうか。

○大崎 恭義

はい、わかりました。

○議 長

質問など、他にありませんか。

===== 「無し」 の声有り =====

○議 長

これをもって、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 00 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 6 年 5 月 23 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

21番 宇野 正 委員

23番 西村 正秋 委員